

聴覚障害理解のための教材開発とそれを活用した授業
開発にあたっての検討項目

大阪市立聾学校
中瀬 浩一

「聴覚障害理解のための授業やその教材」を考える際には、事前にいくつか考慮すべき点があると思われる。

(1) 「聴覚障害」の理解と「聴覚障害児」の理解

「きこえない」「きこえにくい」ということの意味を教えるための授業なのか、「きこえない(きこえにくい)子ども(あるいは人)」への理解を教えるための授業なのかということである。目指すべきところはいずれかの二者択一ではなく両方の理解が必要となるわけであるが、「きこえない(きこえにくい)障害そのもの」を扱うことだけに終始しないようにする必要がある。

(2) 教師自身が「聴覚障害を理解」しているか？

授業を行う教師自身が「聴覚障害」を理解していることがまず求められよう。聴覚障害児者と出会ったことのない教師にとっては授業で子どもたちに理解を求めていくのは甚だ困難を極めるとと思われる。また、学級に聴覚障害児が在籍している場合、「特設の授業」よりも学級の聴覚障害児への日々の関わりが一番の「教材」となり得ることを知っておくべきであろう。

(3) 知識を通しての「聴覚障害理解」と体験を通しての「聴覚障害理解」

いずれの場合であっても、聴児にとって「実感」の伴うものになり得ることが求められると思われる。

上記をふまえて、「聴覚障害理解のための教材開発」にあたって、検討すべき項目を以下に述べる。

1. 授業者

聴覚障害理解の授業を実際に行うとき、次のような授業者の分類ができると思われる。

通常学級担任が担任する学級で実施
障害児学級担任(除く、難聴学級担任)が通常学級で実施
学校内の(固定制)難聴学級担任(あるいは、校内に設置された通級指導教室担当)が通常学級で実施
学校外の通級指導教室担当が通常学級で実施
(指導している聴覚障害児の在籍校での実施)
その他(聾学校教師が実施等)

それぞれ指導上の留意事項があると思われるが、具体的な事例は他章に譲ることとする。
なお、授業を行うという観点から上記に分けたが、体験談などを聞くということであれば、「その他」に含まれる内容が増えてこよう。

2. 聴覚障害児の有無

授業者の分類だけでなく、学級（学年・学校）内での聴覚障害児在籍の有無によって上記の～は各々さらに次のa～dに細分される。

-
- a. 学級に聴覚障害児が在籍
 - b. 同学年に聴覚障害児が在籍
 - c. 学校内に聴覚障害児が在籍
 - d. 聴覚障害児が非在籍
-

学級内に聴覚障害児が在籍していない場合、障害理解の授業の教材は一般論的な内容となりがちで、たとえば次のようなものがよくなされている。

- ・聴覚障害者の生活
- ・きこえない（きこえにくい）ことから生じる不便さ
- ・きこえない（きこえにくい）人を援助する機器
- ・きこえない（きこえにくい）人の社会的な立場や現状

具体的には、ビデオ教材や読み物教材の活用や地域の聴覚障害者を招いての講演などが考えられる。

学級内に聴覚障害児が在籍する場合は、上記の一般論的な内容とともにその子どもに即した内容を取り上げることが多い。その場合、「身近すぎることから生じる諸問題」があると思われるので、次のような点にも留意する必要がある。

- ・聴覚障害児への心理的な配慮
（「障害を持ちながらもがんばっている」という面が強調されるという恐れも考慮）
- ・教師が一般論として提示する聴覚障害者（児）と目の前の級友としての聴覚障害児との「ギャップ」から生じる影響
- ・在籍する聴覚障害児やその保護者との事前の共通理解

筆者は主に通常学級担任に対して行ったアンケートで、学級に聴覚障害児が在籍する場合と在籍しない場合では授業の取り扱いに違いが必要かどうかという質問を行った。

その結果、「必要」と回答した教師の理由は下記の4群に分けられた。

A群：在籍する聴覚障害児に与える心理的な影響を考慮すべきとする意見

B群：学級集団の形成上の理由

C群：在籍する聴覚障害児を「聴覚障害者全体の代表」として一般化しないように、という意見

D群：聴覚障害児の授業理解の観点からの意見

A群には「本人の気持ちに配慮が必要」「マイナス面が強調されない配慮が必要」、B群には「聴覚障害児が学級にいる場合は、それまでの生活経験をもとにした話し合いが可能」「その児童のクラス内での様子・受け入れられ方なども考慮した取り扱いをしていく」、C群には「聴覚障害は全てその生徒と同じだと思ってしまうように」、D群には「授業の内容が十分理解されているかどうか心配」といった意見があった。在籍する聴覚障害児自身の授業理解の程度も考慮しながら、保護者や聴覚障害児への心理的な影響や授業が与える「聴覚障害者像」について教師が十分考えて教材の選択・授業の組み立てを行うことが求められている。

2. 教材内容（提示の仕方）

子どもの発達段階や年齢によっても、教材や授業方法の工夫が迫られる。

教材としての具体例としては、

- ・絵本
- ・読み物教材
- ・ビデオ教材
- ・聴覚障害者の講演（体験談）
- ・保護者や手話通訳者などの講演（体験談）
- ・手話体験・学習（指文字・簡単な手話・手話歌、聴覚障害者の会話など）
- ・きこえにくさや不便さ・補聴器などの体験
- ・在籍する聴覚障害自身が訴えかける（体験を述べるなど）
- ・その他自作教材

などが考えられる。教材研究や事前の打ち合わせなどを十分に行う必要があるものが多い。

また、実施回数についての検討も必要になる。年1回だけの特設の実施のものか、数回にわたって連続で行うのか、随時行うものか等によっても、取り上げ方も異なる。さらに、学級単独での授業か、学年あるいは学校一斉の取り組みなのかによっても形式が変化してくる。説明中心の組み立てになるのか体験を中心とするものかでも子どもに与える効果は異なってくるであろう。